

第2回会議 資料7「子ども・子育て支援事業の実施状況」に係る委員質問に対する回答

掲載ページ	具体的取組	委員からの質問事項等	回答	担当課
1ページ	I 育児力・教育力の向上 1. 保護者の育児力の向上 (1) 保護者の育児力の向上 ③ 保育所の子育て力アップ事業の継続	子育て力アップ事業に対する補助金の交付は分かるが、具体的には、どのような事業がされているか。	子育て講演会、子育て相談会等を実施している。	保育幼稚園課
1ページ	I 育児力・教育力の向上 2. 家庭や地域の教育力の向上 (1) 家庭教育への支援の充実 ② 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等での家庭教育の充実	小・中学校の学力向上に家庭学習は非常に重要と考える。 対策事業としては、リーフレット作成・配布となっているが、どのくらい有効か。	効果の程度を図ることは困難であるが、学校からは、啓発リーフレット配付で市教育委員会からのメッセージが保護者へ届くことにより、学校としても家庭学習の推進が図りやすいと聞いている。	学校教育課
2ページ	I 育児力・教育力の向上 3. 次代の親の育成 (1) 家庭や子育てに関する意識の育成 ② 食育のまちづくり事業の推進 (食育講座、食のボランティアによる食育活動)	食のボランティアは、活動の場がどのようにあるのか。	市民の健康づくりを食の視点から支援する組織として、各地域ごとに支部があり活動している。 乳幼児期から高齢者までライフサイクルに沿った健康づくりを推進している。 乳幼児期の活動としては、子育てサークルでのおやつづくり、子育て広場での食事づくり補助や保育園での行事食(笹巻作り)、みそ作り、栽培活動補助、親子クッキングの実施を行っている。また、学齢期では学童クラブでの調理実習、子ども料理教室、親子クッキング、小学校での郷土料理の指導と交流などを行っている。 その他、地域での健康まつりにおける啓発や、食育の日(毎月19日)のPR活動などを行っている。	健康増進課
4ページ	II 親子の心とからだの健康づくり 3. 基本的な生活習慣の確立支援 (2) 食育の推進 ① 食育のまちづくり事業の推進 (食育講座の開催、食育に関する啓発活動、食のボランティアの育成・研修、地域での食育活動)			
5ページ	III 子どもの育ちを支える保育・教育の推進 1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実 (5) 市立幼稚園の今後のあり方の検討・実施 ① 「出雲市の幼稚園のあり方検討に係る考え方について」をふまえた検討・計画実施	対応については、複数揚げられているが、どのような取り組みや実践があるのか。 どこまで検討が進められているのかが、分かりづらい。	これまでの取組は次のとおりである。 ①今市・中央幼稚園を特別支援拠点園とし、障害のある幼児の受入枠を設定して受入実施。(一時預かりも対応。) ②多伎幼稚園、たき保育園の統合により、認定こども園多伎こども園が発足。 今後については、園児数の状況や関係者の意向を伺いながら慎重な検討が必要であり、具体化した段階でお示しできればと考えている。	保育幼稚園課
		「出雲市の幼稚園のあり方検討に係る考え方について」の詳細	次の3つの考え方としている。 1)インクルーシブ教育推進園の指定 ・障がいのある幼児の受入れ推進 2)子どもの個性と集団性を共に育てる幼児教育実践研究の推進 ・日々の教育実践研究 ・一定規模の維持が困難な園は閉園を検討 3)認定こども園化に向けた取組 ・園児数のさらなる減少が懸念される園については認定こども園化を検討 (詳細については、いきいきこどもプラン23ページ参照。)	
		認定こども園化に対する考え		
7ページ	III 子どもの育ちを支える保育・教育の推進 2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える (2) 就学移行・就学後の支援の充実 ② 子ども支援ファイルの活用	子ども支援ファイルの詳細	子ども支援ファイルを「個別的教育支援計画」として位置づけ、長期的で切れ目のない支援を目的として、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒について、保護者や関係機関と連携して作成している。 <内容> I 氏名・住所・家庭状況、生育歴等 II 支援機関での相談・支援の記録 III 支援記録 IV 移行支援計画 基本的に卒業の際に保護者へ返却し、次の就学・就業先へ渡るよう依頼をし、継続した支援が受けられる体制を整えている。 特別支援教育コーディネーター研修会等において、事業内容を説明し、各校での活用を促している。	児童生徒支援課
10ページ	IV 仕事と子育ての両立支援 1. 子育てに関する多様な支援の充実 (3) 放課後児童クラブの充実 ① 放課後児童クラブ事業の充実	特別な支援が必要な児童に対する取り組みについて	児童クラブでは、特別な支援が必要な児童の受入を行う場合、専門的知識等を有する職員を配置して支援を行っており、市では、運営委員会への委託料に当該職員配置に対する加算を行っている。 また、児童クラブ職員を対象に、障がい児等の支援のためのスタッフ育成講座などを開催し、専門的知識や技術等の習得や資質向上を図っているところである。 あわせて、特別な支援が必要な児童への対応については、学校との連携が不可欠であることから、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、学校などとのつなぎを円滑に行えるよう、児童クラブ職員の支援体制を整えつつある。	子ども政策課